

大阪府四條畷保健所運営協議会の委員名簿

(令和3年7月27日現在)

氏名	フリガナ	職名	選任理由
浅田 高広	アサダ タカヒロ	大東・四條畷医師会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
浅野 弘資	アサノ ヒロツグ	大東商工会議所会頭	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
東 修平	アズマ シュウヘイ	四條畷市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
新井 敏之	アライ トシユキ	大東・四條畷歯科医師会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
植田 篤司	ウエダ アツシ	四條畷市教育委員会 教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
内海 久子	ウツミ ヒサコ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
北田 千秋	キタダ チアキ	交野市教育委員会 教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
楠元 貴司	クスモト タカシ	交野市歯科医師会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
黒田 実	クロダ ミノル	交野市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
小菓 裕成	コカ ヒロナリ	交野市医師会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
小谷 明	コタニ アキラ	学校法人四條畷学園理事長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
谷池 一晃	タニイケ カズアキ	大東食品衛生協会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
寺東 滋	テラヒガシ シゲル	交野警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
橋本 和昌	ハシモト カズマサ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
羽尻 昌功	ハジリ マサノリ	北河内薬剤師会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
東坂 浩一	ヒガシサカ コウイチ	大東市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
平塚 雅康	ヒラツカ マサヤス	四條畷警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任

古木 正純	フルキ マサズミ	大東市社会福祉協議会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
前波 艶子	マエバ ツヤコ	交野市社会福祉協議会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
水野 達朗	ミズノ タツロウ	大東市教育委員会 教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
三ツ川 敏雄	ミツカワ トシオ	四條畷市社会福祉協議会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
美好 かほる	ミヨシ カオル	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任

(五十音順)